

第 3 章

事務事業及び施策課題の取組

第3章 事務事業及び施策課題の取組

1 第2期実行計画 事務事業の達成状況

第2期実行計画に位置付けられている912の事務事業のうち、7（912の事務事業に占める割合が0.8%）が目標を下回りましたが、762（同83.5%）が目標を達成または上回って達成し、全体としては順調に進捗することができました。

一方で、事務事業を取り巻く環境の変化等に対応するため、計画期間中に計画策定時の目標を変更した143（同15.7%）のうち、4（同0.5%）が目標を下回りましたが、139（同15.2%）が目標を達成または上回って達成しました。

3か年の実行計画期間における事務事業の目標達成状況を5段階の区分で評価しました。その結果は、図表3-1及び図表3-3のとおりです。

<図表3-1 基本政策に位置付けられた事務事業の達成状況区分別 評価結果>

達成状況区分	内 容	事務事業数	構成比
	目標を大きく上回って達成	0	- %
(この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。●目標に明記した数値を大きく上回った。			
	目標を上回って達成	14	1.5%
(この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。●目標に明記した数値を上回った。			
	目標をほぼ達成	748	82.0%
(この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。●概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。			
	目標を下回った	7	0.8%
(この区分に該当するケース) ●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。●目標に明記した数値を下回った。			
	目標を大きく下回った	0	-%
(この区分に該当するケース) ●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。			
小 計		769	84.3%

762
(83.5%)

*	変更後の目標を上回って達成		
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。●変更後の目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。●変更後の目標に明記した数値を上回った。		2	0.2%
*	変更後の目標をほぼ達成		
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した期日、内容どおりに達成した。●変更後の途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。●変更後の目標に明記した数値とほぼ同じであった。●変更後も概ね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった。		137	15.0%
*	変更後の目標を下回った		
(この区分に該当するケース) ●変更後の目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。●変更後の目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。●変更後の目標に明記した数値を下回った。		4	0.5%
小 計		143	15.7%
合 計		912	100%

139
(15.2%)

(注) 達成度区分に「*」が付いているものは、計画期間中に目標を変更し、事業を実施したものです。

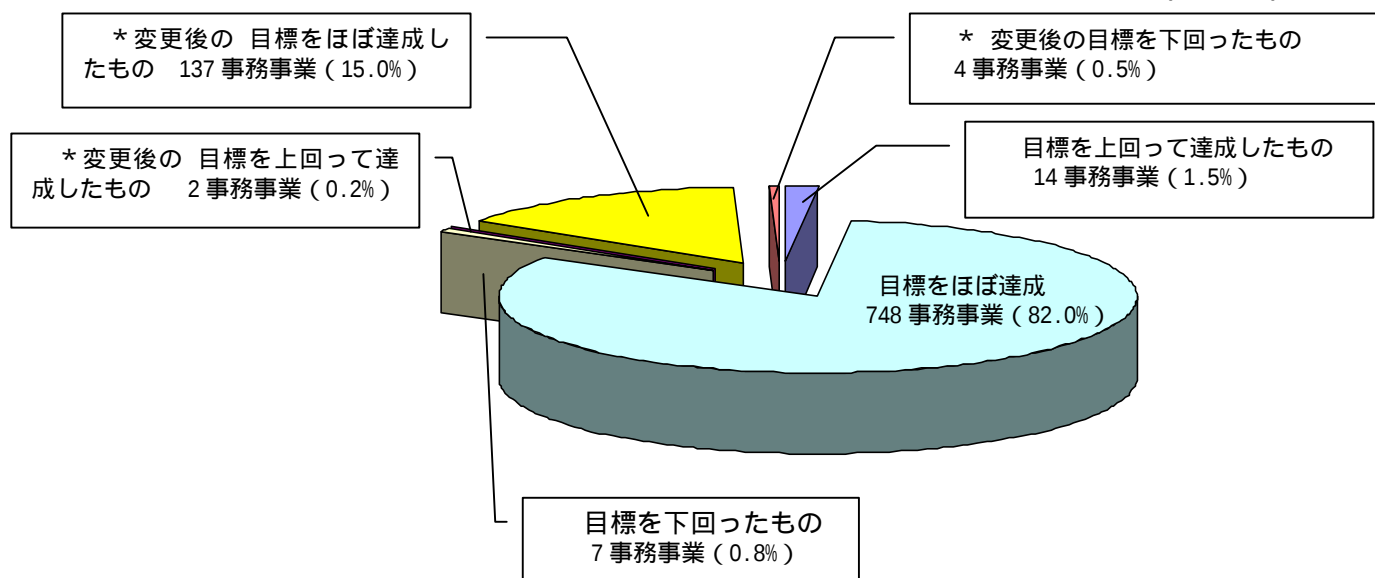
< 図表 3 - 2 参考: 当初目標に対する達成状況区分結果と目標変更後の達成状況区分結果 >

目標を変更した 143 の事務事業について、当初目標に対する達成状況を分析すると次のとおりです。

達成状況区分	内 容	目標変更後の達成状況	当初目標に対する達成状況	構成比
	目標を上回って達成	2	6	0.7%
	目標をほぼ達成	137	112	12.3%
	目標を下回った	4	25	2.7%
合 計		143	143	15.7%

118
(13.0%)

< 図表 3 - 3 基本政策に位置付けられた事務事業の達成状況区分別 評価結果 (グラフ) >



また、基本政策別の事業目標の達成状況は図表３－３のとおりです。

<図表３－４ 基本政策に位置付けられた事務事業の基本政策別 評価結果>

	安全で快適 に暮らすまち づくり	幸せな暮らしを共に支える まちづくり	人を育て心を育むまちづくり	環境を守り自然と調和したまちづくり	活力にあふれ躍動するまちづくり	個性と魅力が輝くまちづくり	参加と協働による市民自治のまちづくり	合 計
目標を大きく上回って達成	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %
目標を上回って達成	2 1.1%	1 0.6%	2 1.6%	3 2.3%	4 2.3%	1 2.0%	1 1.2%	14 1.5%
目標をほぼ達成	145 83.8%	160 91.4%	108 83.7%	104 78.2%	126 73.7%	37 74.0%	68 84.0%	748 82.0%
目標を下回った	1 0.6%	2 1.1%	0 - %	4 3.0%	0 - %	0 - %	0 - %	7 0.8%
目標を大きく下回った	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %	0 - %
小 計	148 85.5%	163 93.1%	110 85.3%	111 83.5%	130 76.0%	38 76.0%	69 85.2%	769 84.3%
* 変更後の目標を上回って達成	0 - %	0 - %	1 0.8%	0 - %	0 - %	1 2.0%	0 - %	2 0.2%
* 変更後の目標をほぼ達成	24 13.9%	11 6.3%	18 13.9%	22 16.5%	39 22.8%	11 22.0%	12 14.8%	137 15.0%
* 変更後の目標を下回った	1 0.6%	1 0.6%	0 - %	0 - %	2 1.2%	0 - %	0 - %	4 0.5%
小 計	25 14.5%	12 6.9%	19 14.7%	22 16.5%	41 24.0%	12 24.0%	12 14.8%	143 15.7%
合 計	173 100%	175 100%	129 100%	133 100%	171 100%	50 100%	81 100%	912 100%

(注) 達成度区分に「*」が付いているものは、計画期間中に目標を変更し、事業を実施したものです。

2 第2期実行計画 施策評価結果

第2期実行計画に位置付けられている264の施策課題について計画期間の3か年における施策評価を行った結果、すべての施策課題について「施策の目標」の実現に向けて、一定の成果を上げることができました。

内訳としては、課題解決が不十分で取組の改善が必要なものが6（264の施策課題に占める割合が2.3%）ありましたが、目標に向かって順調に課題解決が図られているものが116（同43.9%）、目標に向かって一定の成果が上がっており、新たな課題等が生じているものの、現在の取組を継続していくことで対応できるものが142（同53.8%）ありました。

「施策評価」は、「川崎再生ACTIONシステム」で課題解決に向けた成果を評価することにより、施策の効果や事務事業の進捗率を把握し、新総合計画の進行管理を行っています。この課題解決に向けた成果についての評価結果を4段階の区分で評価しました。その結果は、図表3-1のとおりです。

<図表3-1 評価区分別 評価結果>

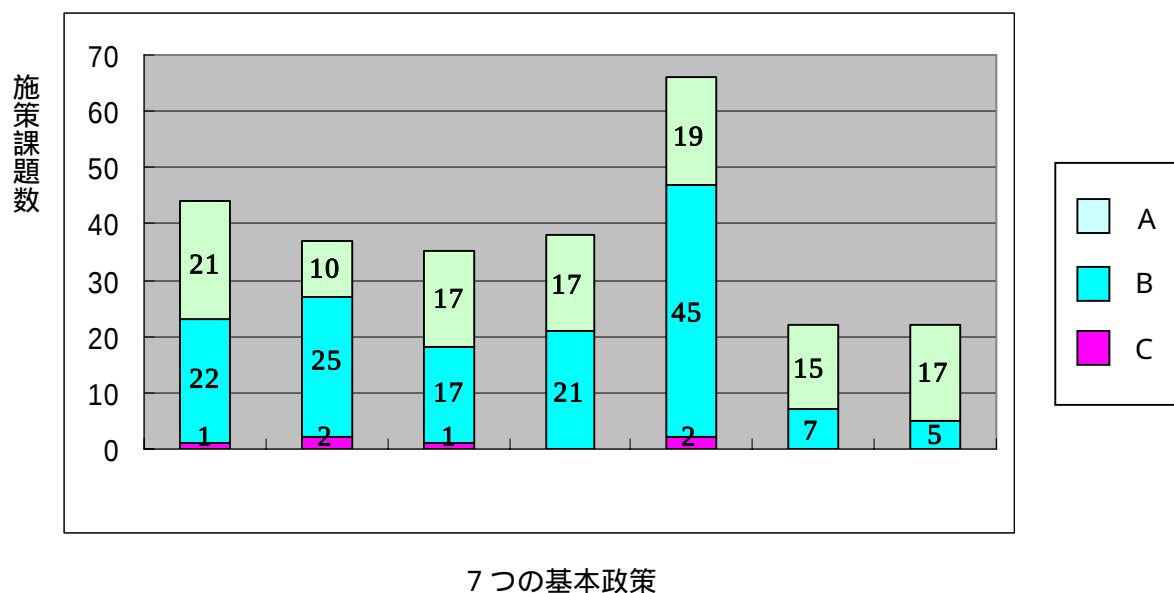
評価区分	内 容	施策課題数	構成比
A	目標に向かって順調に課題解決が図られているもの (この区分に該当するケース) ●「施策の目標」の実現を阻害するような新たな課題や残された課題等はなく、「施策の目標」に向かって順調に進捗している場合	116	43.9%
B	目標に向かって一定の成果が上がっているもの (新たな課題等が生じているものの、現在の取組を継続していくことで対応できるもの) (この区分に該当するケース) ●新たな課題や残された課題等があるが、「施策の目標」の実現に向けて、今後も現在の取組を継続していくことで対応できる場合	142	53.8%
C	課題解決が不十分で取組の改善が必要なもの (一定の成果はあるものの、新たな課題等が生じており、取組の改善が必要なもの) (この区分に該当するケース) ●新たな課題や残された課題等があり、「施策の目標」の実現に向けて、計画の見直しや取組の改善が必要な場合	6	2.3%
D	課題解決が図れていないため、抜本的な見直しが必要なもの (この区分に該当するケース) ●前提としていた諸条件（法制度等）が大きく変化し、取組内容の抜本的な見直しを行わなければ、「施策の目標」の実現が困難な場合	0	-%
合 計		264	100%

また、新総合計画の7つの基本政策別にまとめた評価結果は図表3 - 2 及び図表3 - 3 のとおりとなっています。

< 図表3 - 2 基本政策別 評価結果 >

	安全で快適に暮らすまちづくり	幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	人を育て心を育むまちづくり	環境を守り自然と調和したまちづくり	活力にあふれ躍動するまちづくり	個性と魅力が輝くまちづくり	参加と協働による市民自治のまちづくり	合 計
A 目標に向かって順調に課題解決が図られている施策課題	21 47.7%	10 27.0%	17 48.6%	17 44.7%	19 28.8%	15 68.2%	17 77.3%	116 43.9%
B 目標に向かって一定の成果が上がっている施策課題	22 50.0%	25 67.6%	17 48.6%	21 55.3%	45 68.2%	7 31.8%	5 22.7%	142 53.8%
C 課題解決が不十分で取組の改善が必要な施策課題	1 2.3%	2 5.4%	1 2.8%	0 -	2 3.0%	0 -	0 -	6 2.3%
D 課題解決が図れていないため、抜本的な見直しが必要な施策課題	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
合 計	44 100%	37 100%	35 100%	38 100%	66 100%	22 100%	22 100%	264 100%

< 図表3 - 3 基本政策別 評価結果（グラフ） >



3 施策評価結果等の第3期実行計画への反映

第2期実行計画に位置付けられているすべての施策課題や事務事業について、3か年の評価・点検を行った結果、すべての施策で一定の成果が上がっているとともに、143の事務事業については社会経済環境等の変化に当初の目標を変更することで対応し、8割を超える事務事業で当初の目標を概ね達成することができました。

一方で、高齢者の多様な居住環境の整備、多様な保育の充実、駅を中心とした生活拠点の整備などの施策課題については、施策課題の解決に向けて取組の改善等が必要となっています。また、介護サービスの基盤整備事業、資源集団回収推進事業、鹿島田駅周辺地区整備事業などの事務事業については、新たな課題への対応や関係機関との調整等に日時を要したことなどにより、事業目標を下回る結果となりました。

こうした評価・点検の結果については、市政を取り巻く社会経済状況の変化などを踏まえながら、事務事業が目標達成できなかった理由などを分析し、取組の改善等を行うことなどにより、課題解決に向け、第3期実行計画につなげて取り組んでいきます。

施策評価結果等を踏まえた第3期実行計画における取組について、基本政策ごとに主な内容を整理すると、次のとおりです。

基本政策 安全で快適に暮らすまちづくり

〔第3期実行計画の主な取組〕

新型インフルエンザをはじめとした感染症のまん延防止等に向けた医療提供体制の充実強化、市民の健康危機管理機能の強化に向けた「（仮称）健康安全研究センター」の整備・運営など危機管理体制を強化していくための取組を推進するとともに、防災の取組、公共建築物の長寿命化、救急医療体制の充実など、市民の日々の暮らしにおける安全・安心の確保に向けて取組を進めていくこととしました。

また、鉄道駅や公共交通機関などにおけるバリアフリー化を推進するとともに、新たな駐輪場の整備や放置禁止区域の指定、拡大など自転車等の利用環境の整備を進めることとしました。

〔課題が残されている主な施策課題〕

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
救急医療体制づくりの推進 11202000	● 市内中部地区を中心とした人口の増加、ハイリスク妊娠・ハイリスク出産の増加に伴い、小児救急医療・周産期救急医療をさらに強化する必要があります。 ● 市内中部地区を中心とした人口の増加に伴い、初期救急の需要が増えることが予想されるため、「救急医療情報システム」及び休日急患診療所・小児急病センターの機能を強化する必要があります。	● 聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を引き続き支援します。また、NICU（新生児集中治療管理室）等の設置・運営に対して支援を行います。 ● 初期救急医療情報について、「救急情報システム」の機能を強化します。また、休日急患診療所等の一次救急医療体制を確保するとともに、現行の小児救急体制の検証とあわせて中部小児急病センターの検討を進めます。
感染症の発生と拡大防止に向けた対策の推進 11302000	● 新型インフルエンザの流行状況に応じた医療体制の構築には、医療関係団体との一層の連携強化が必要です。	● 新型インフルエンザ対策の検証で明らかになった医療体制に関する課題の解決に向けて関係者と検討を重ね、病原性の強い新型インフルエンザの発生に備えた危機管理体制の強化等を図っていく必要があります。
危機管理体制の整備強化 12101000	● 国民保護事象は、自然災害同様にいつ発生するのか予測が難しいため、引き続き、危機管理体制の整備・強化に努めるとともに、定期的なマニュアル等の見直しに着手する必要があります。	● 研修や訓練の反省点や課題等をマニュアルに反映できるようなPDCAサイクルを国民保護体制の中で確立し、効率的、効果的なマニュアルの見直しを図ります。 ● 全国瞬時警報システム（J-ALERT）で入手した情報を迅速かつ的確に伝達するために各種情報通信システムとの連携を行います。
市民・企業・行政の協働による防災体制の充実 12202000	● 自主防災組織の育成や災害時要援護者支援制度による支援者支援、防災協力事業所登録制度の周知を行い共助の促進を図る必要があります。 ● 更なる防災意識の向上と防災体制の強化を図るため、川崎市総合防災訓練等を継続して実施していくことが必要です。	● 自主防災組織、災害時要援護者の支援者支援に向けた研修等の充実を図り共助の支援を行います。 ● 川崎市総合防災訓練等を引き続き実施し、防災意識の向上と防災体制の充実強化を図ります。
市バスの安全運行の確保とサービスの向上 14301000	● 安全、正確、快適な輸送サービスを確実に提供するため、引続き運行体制の改善を図っていく必要があります。 ● 運行ミスの再発防止に向けたさらなる取組が求められています。	● 輸送の安全に関する施策を引き続き実施し、有責事故件数を削減していきます。 ● 民間事業者等の手法を活用するなど、点呼執行や研修内容等の見直しを図り、運行体制の改善を推進します。
自転車等の放置防止対策の推進 14401000	● 自転車利用台数に対し、駐輪場収容台数が足りない駅においては、今後も駐輪場整備が必要です。 ● 放置禁止区域未指定の駅については、指定に向けた取組が求められています。	● 引続き、駐輪場整備に取り組み、歩行者等の安全性及び利用者の利便性向上を図るとともに、放置禁止区域の拡大を図り、放置自転車の削減に努めます。 ● 川崎駅東口周辺地区総合自転車対策については、実施計画に基づき対策の着実な実施に向けて取り組みます。

基本政策 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

〔第3期実行計画の主な取組〕

誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせる地域福祉社会の構築に向けて、特別養護老人ホームなどの居住環境の整備を推進するとともに、障害児の発達支援及び障害者の自立と社会参加を支援するための「リハビリテーション福祉・医療センター」について、再編整備を進めることとしました。

また、救急搬送による患者の受入体制の拡充など医療の質及び患者サービスの向上を図るとともに、平成26年度の井田病院の新病院開院や民間医療法人による新百合ヶ丘総合病院の開設に向けた取組を進めるなど、地域保健医療環境の充実を図ることとしました。

〔課題が残されている主な施策課題〕

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
効果的な介護予防のしくみづくり 21301000	● 介護予防事業について、より多くの方にご参加いただくため、新規の方に対する参加働きかけを今後も続けながら、すでに介護予防事業に参加した方が、継続して地域の中で介護予防に取り組みやすい仕組みについて、今後も検討が必要です。	● すべての高齢者が地域でいつまでもいきいきと暮らしていただくために「介護予防いきいき大作戦」を推進し、介護予防の普及啓発を図るとともに、「いきいきリーダー」の養成を行い、地域における見守り、支え合い、助け合いのコミュニティづくりを図ります。
高齢者の多様な居住環境の整備 21404000	● 特別養護老人ホームの整備促進に向け、平成20年11月に策定した「特別養護老人ホーム整備促進プラン」に基づく取組を進めていますが、平成23年2月に必要整備数を改定し整備目標の引き上げを行いました。 ● 介護老人保健施設については、設置・運営法人の決定取り消し及び再募集により、整備計画の年次に変更が生じています。 ● 小規模多機能型居宅介護については、現行の介護報酬では運営が厳しいなどの理由により、事業者の参入が進まないといった課題があります。	● 特別養護老人ホームの整備促進に向け、改定後の「特別養護老人ホーム整備促進プラン」の達成に向け、工事工程を含めよりきめ細やかな進捗管理を行うことで、着実な整備を推進します。 ● 介護老人保健施設については、整備計画の年次に変更が生じたことを踏まえ、事業計画の実現可能性等を十分精査するとともに、工事工程を含めよりきめ細やかな進捗管理を行うことで、着実な整備を推進します。 ● 小規模多機能型居宅介護については、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における整備予定数36か所の達成に向け、市民へ制度周知を行うなど事業者の参入意欲向上に向けた取組を行い、着実な整備を推進します。
地域保健医療環境の充実と医療連携体制の構築 25101000	● 北部医療圏域における病床整備については、病院の開設に向けて円滑に医療法に基づく手続が行えるよう、調整や指導等を行う必要があります。	● 北部医療圏域について、建築工事が着手されたため進捗状況の把握や事前相談等を行い、円滑な工事進行や申請等が行われるよう必要な調整等を行います。
病院事業の効率的な運営 25202000	● 平成22年4月に行われた診療報酬改定への対応だけでなく、平成24年4月に予定されている診療報酬及び介護報酬の同時改定を見据えた取組の推進が求められており、今後も国の医療施策の動向等を注視する必要があります。 ● 両病院とも経常収支比率が昨年度より向上したとはいえ、中長期的観点から次期経営健全化計画によるさらなる経営改善の取組が必要です。	● 引続き、経営健全化計画の取組状況や経営指標の達成状況について内部委員会による進捗管理を行うとともに、外部の学識経験者等からなる「川崎市立病院運営委員会」による点検・評価を実施して病院事業運営の透明性を確保します。 ● 第2次経営健全化計画が平成23年度までのため、新たな健全化計画の策定に取り組みます。 ● 平成26年度の新病院全面開院に向け、井田病院の改築工事を推進します。

基本政策 人を育て心を育むまちづくり

〔第3期実行計画の主な取組〕

子育てを取り巻く社会環境が変化する中で、本市の総合的な保育施策を推進していくため、「第2期保育基本計画」に基づき、着実な保育所の整備や利用者の視点に立った保育サービスの充実を図るとともに、「地域子育て支援センター」を整備することで、子育てに関する相談事業等を推進することとしました。

また、新学習指導要領に的確に対応した確かな学力の育成をめざし学習環境を整備していくとともに、横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）の養成等、理科教育の充実に向けた取組を進めることとしました。

〔課題が残されている主な施策課題〕

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
多様な保育の充実 31103000	●平成23年4月の認可保育所の入所状況を踏まえ、認可保育所の整備、認可外保育施設への支援、多様な保育ニーズへの対応などについて検討を行い、認可・認可外保育施設における保育受入枠の拡充や多様な保育サービスの提供などを行っていく必要があります。	●平成23年3月に策定された第2期保育基本計画に基づいた、保育受入枠の拡充や多様な保育サービスの提供を推進します。
確かな学力の育成 32101000	●新しい学力として求められるものの中で、思考・判断し、そして表現する力がますます重要となってきました。このことは、身に付けた基礎的・基本的な知識や技能を活用することを意味しています。本市が実施している川崎市学習状況調査の結果からも、思考力・判断力・表現力が課題として見えています。これらの学力は、21世紀を生きる子どもたちに必要なものであり、その育成には、日常の授業の改善など、今後も十分に工夫して取り組んでいく必要があります。	●新学習指導要領が、23年度小学校、24年度中学校、25年度高等学校で全面实施されます。この時期に、本市の児童生徒の確かな学力の育成について、全市・全校で取り組むことの意義は大変大きなものです。特に次の内容を第3期実行計画の中で取り組んでいきたいと考えています。 ●校内研究体制を一層活性化させ、教員が主体的に研究研修できる体制を整備します。 ●川崎市学習状況調査を充実させ、児童生徒の学習状況を把握し、課題について積極的に取り組みます。 ●「思考力・判断力・表現力」を育てる授業の在り方について、研究し学校に提案します。
大学などの高等教育機関との連携の推進 34201000	●大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を、地域の貴重な財産として有効に活かすため、さらなる連携が求められます。 ●大学等高等教育機関との連携強化により、市民の多様な学習ニーズに応える学習機会提供の充実を図る必要があります。 ●大学での研究成果を市内中小企業や市民に還元するため、セミナーやビジネスマッチングの内容等を関係者間で十分に検討し、実施する必要があります。	●大学等の高等教育機関に蓄積された知識・技術・人材を、地域の貴重な財産として有効に活かすため、さらなる連携を推進します。 ●市民の多様な学習ニーズに応えるため、大学等高等教育機関との連携強化に取り組み、事業の充実を図ります。 ●慶應義塾大学との良好な協働関係を継続し、大学での研究成果を市内中小企業や市民に還元するための、セミナーやビジネスマッチングを実施していきます。
男女共同参画社会の形成 35201000	●女性の地位向上、自立支援を中心に施策を展開してきましたが、経済不況などの社会環境の変化により、男性に対する施策も検討する必要性が出てきています。 ●DV被害者の支援を充実させるため、受け入れ側の体制整備やスキルアップが肝要であり、情報管理の徹底など様々なケースに柔軟に対応することが求められています。	●「男女平等かわさきフォーラム」などの市民啓発事業を実施し、男女共同参画の理解を進め、裾野を広げる取組を継続的に進めます。 ●DV被害者支援基本計画に基づく、事業推進をするとともに計画の進捗管理を行い、的確な被害者支援のあり方を検証していきます。

基本政策 環境を守り自然と調和したまちづくり

[第3期実行計画の主な取組]

2011 年度の臨海部における日本最大級の大規模太陽光発電所の竣工やこれに伴う P R 施設の開設・運営を行うなど再生可能エネルギーの利用・普及に向けた取組を推進するとともに、2013 年度のプラスチック製容器包装の分別収集全市実施などの循環型社会の構築に向けた取組を進めることとしました。

また、公園緑地については、富士見公園、等々力緑地、生田緑地の大規模公園緑地を核として、地域特性を活かした特色ある公園緑地に向けた整備などにより魅力を高める取組を推進することとしました。

[課題が残されている主な施策課題]

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
資源物の適正処理 41203000	●ミックスペーパーの処理については、2011 年3月から分別収集の全市実施を開始し、また、プラスチック製容器包装は、南部3区(川崎・幸・中原)において分別収集を開始、2013 年には全市実施となることから、今後、安定的な処理に向け、排出動向等の推移を見ながら、円滑な処理体制を図る必要があります。	●2013 年度からのプラスチック製容器包装収集の全市拡大に伴い、増量する処理量を適正に処理できるよう体制を整えます。 ●2015 年度からの仮称リサイクルパークあさお資源化処理施設の稼働に伴い、市北部地区の空き缶・空き瓶・ペットボトルの収集処理体制の検討を行います。
経済活動におけるリサイクルの推進 41205000	●2011 年 7 月のアナログテレビ放送の終了に伴い、テレビの不法投棄の増加が懸念されるため、適正な排出方法の広報、不法投棄防止の対策を実施していく必要があります。 ●自動車リサイクル法の関連事業者のうち、揭示の不備等、法律で規定する事項の改善について、立入検査により必要な措置を講じるよう指導し、使用済自動車の適正処理の推進を図る必要があります。	●家電4品目については、不法投棄設置防止看板の設置やパトロールの強化を図ります。また、家電リサイクル法などの各種リサイクル関係法令に基づく適正処理について市民への周知を図ります。 ●自動車リサイクル法に基づき、生活環境に与える負荷が大きい解体業及び破砕業を営む者に対しては、必要な措置を講じるよう指導し、使用済自動車の適正処理の推進を図ります。
大気環境等改善対策の推進 42102000	●今後の大気環境の課題としては、二酸化窒素の環境基準の全局達成、本市を含め全国的に環境基準が達成されていない光化学オキシダントの環境改善、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)への対応などが挙げられます。	●環境基準の達成及び維持を図るために、継続して工場・事業場等からの大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導を進めていきます。2009 年 2 月の環境審議会答申を踏まえて、工場・事業場の NOx 対策としてトップランナー燃焼施設の導入促進を図っていきます。 ●光化学オキシダントの原因物質である VOC の排出削減を図るため、事業者の自主的な取組の支援等を進めていきます。 ●PM2.5 の常時監視体制の整備及び実態把握を進めるとともに、対策の検討に向けて情報収集等を行っていきます。
特色ある公園緑地の管理と活用 43202000	●生田緑地・等々力緑地といった大規模公園や夢見ヶ崎動物公園などの特色ある公園緑地について、ばら苑ボランティアと意見交換や大規模陸上競技大会の開催など、施設をより有効に活用し、また維持管理をより充実させるための様々な取組により、市民アンケートにおける「公園や緑の豊かさに対する満足度」は前年度より増加したものの、より魅力ある公園緑地として多くの市民に愛されるような効果的な維持管理と有効活用に向けた取組を推進していく必要があります。	●特色ある公園緑地をより魅力あるものとするため、等々力陸上競技場における陸上競技大会の開催、動物園まつりの開催、新規墓所の募集など、引き続き公園緑地の効果的な維持管理と有効活用を図るための取組を進めてまいります。

基本政策 活力にあふれ躍動するまちづくり

〔第3期実行計画の主な取組〕

殿町3丁目地区においては、羽田空港再拡張化・国際化や連絡道路の検討状況等を踏まえ、神奈川口構想の実現に向けて、2012年度の「(仮称)産学公民連携研究センター」の開設に向けた取組など国際競争力を有するライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点の形成に向けた取組を推進することとしました。

新川崎・鹿島田駅周辺地区においては、先進的な研究開発拠点の形成などを推進し、企業の活動環境の向上を図るなど、それぞれの地区の特色を活かした魅力あるまちづくりに向けた取組を進めることとしました。

また、依然厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、中小企業の経営安定や雇用の支援に向けた取組などについて、充実・強化を図ることとしました。

〔課題が残されている主な施策課題〕

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
就業の支援 53102000	● 国における平成22年12月の完全失業率は4.9%と依然高く、本市の有効求人倍率も0.39倍となるなど厳しい雇用情勢が続く中、大学生の就職内定率は統計史上最低の68.8%となるなど、新規卒者などの若年者を含めた求職者に対する効果的な就業支援が求められています。	● 「キャリアサポートかわさき」の機能拡充を図り、新規卒者など若年者を含めた求職者に対し、相談から研修、求人情報の提供、就職、職場定着までの総合的就業支援を推進するとともに、国の交付金を活用した雇用の創出や新規卒者向けの就業支援事業の実施など、雇用情勢に即した事業の拡充を図ります。
川崎殿町・大師河原地 域の拠点整備 54202000	● 羽田国際化の好機を捉え、今後成長が見込まれるライフサイエンス・環境分野の国際競争拠点の形成をさらに推進するため、国の新成長戦略に基づき制度設計が進められている支援制度を活用するなど、国の戦略を踏まえた拠点形成を進める必要があります。	● 臨海部の持続的な発展のみならず、我が国の経済成長を牽引する戦略的な拠点の形成を目指す取組を推進するとともに、拠点形成を促進する都市基盤の整備を進めます。 ● 国際競争力を有するライフサイエンス・環境分野の研究開発拠点の形成に向け、産学官の総力を結集して取組を推進するとともに、企業や研究機関等の適切な立地誘導を図ります。
川崎駅周辺地区の整備 55101000	● 川崎駅周辺地区においては、東口駅前広場再編整備や東西連絡歩道橋の工事が完了し、駅周辺の回遊性の強化やバリアフリー化等が図られましたが、さらに広域拠点として回遊性・利便性の向上を図る必要があります。	● 川崎駅においては、東西自由通路の混雑緩和と駅東西の回遊性・利便性の一層の向上に向けて、新たな改札口とあわせた北口自由通路の整備を推進します。 ● 京急川崎駅周辺地区においては、民間活力を活かした都市機能の再編整備を進めるため、整備方針を策定します。
小杉駅周辺地区の整備 55102000	● 駅本体及び連絡通路部が一部暫定形であるため、駅利用者が安全で快適に乗換えなどができるバリアフリー施設の設置などを行う必要があります。 ● エリアマネジメント活動が持続可能な取組として地域に定着していく必要があります。	● 関係機関や周辺工事との協議・調整を行い、乗換え連絡通路等の移動円滑化に向け施設整備を推進します。 ● エリアマネジメントを推進するNPO法人の自立に向け、側面的な支援を行います。
新川崎・鹿島田駅周辺 地区の整備 55201000	● 新川崎地区において、鹿島田跨線歩道橋整備の完成予定を平成24年度に延伸しており、現在、変更後の工程どおり事業進捗していますが、今後も工程を厳守するため、徹底した進捗管理が必要です。また、厳しい経済状況ではありますが、新川崎A地区への企業の誘致並びに「新川崎・創造のもり計画」を推進し、我が国の経済成長の原動力となる新たな産業の創出を目指します。江ヶ崎跨線橋架替事業について、事業主体である横浜市と連携し、平成24年度の完成を目指します。	● 新川崎地区において、鹿島田跨線歩道橋整備等の工程の厳守を図るため、進捗管理を徹底します。「新川崎・創造のもり計画」第3期地区において、今後、ナノ・マイクロテクノロジーを核とした産学官共同研究施設を整備し、企業の基盤技術高度化や研究開発力向上の支援を図ります。新川崎A地区において、先端的な研究開発拠点の形成などを継続し、企業の活動環境の向上をめざします。江ヶ崎跨線橋架替事業は、事業主体である横浜市と連携を図り、事業を推進します。

基本政策 個性と魅力が輝くまちづくり

[第3期実行計画の主な取組]

2011年9月3日に「藤子・F・不二雄ミュージアム」が開館することで、本市の新たな魅力発信拠点としてのミュージアム事業を推進することとしました。

「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」の開催支援など、市北部地域における文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術拠点であるアートセンターについては、地域の芸術文化資源と連携することで、文化芸術を通したまちづくりを推進することとしました。

スポーツを活用して市民の市への愛着と誇りを共有できるまちづくりを推進するため、「ホームタウンスポーツ推進パートナー」との協働による取組を推進するとともに、富士見周辺地区の整備と連携して、スポーツ・文化複合施設の整備に向けた取組を推進することとしました。

[課題が残されている主な施策課題]

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
観光・集客型産業の育成 61102000	● 民間主導の観光集客事業を推進するため、その調整役である観光協会連合会の運営体制を民間経験者の活用等により、一層自立的なものにする ● 羽田空港国際化を契機とした外国人観光客の増加に対応し、外国人観光客向けの情報発信を強化するとともに、外国人観光客の受入に向けた取組を推進していく必要があります。	● 民間主導の観光事業推進に向けて、観光協会の機能強化及び観光客受け入れ体制の充実に図ります。 ● 今後増加が見込まれる外国人観光客に対して、近隣都県市や民間事業者との連携による誘客を促進するとともに、ホームページ、パンフレット及び観光案内所の外国語対応などにより、きめ細かい対応を図ります。
ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり 61301000	● 地域のスポーツ資源が持つ社会的役割を活かし、トップチーム・トップアスリート、市民、行政が交流と連携を通して川崎の魅力を大きく育てるとともに、市民の川崎市への愛着と誇りを共有できるまちづくりを促進するための取組が必要となっています。	● ホームタウンスポーツ推進パートナーと連携した取組を継続的に実施し、川崎の魅力づくりを図ります。 ● 川崎フロンターレへの支援と応援を継続し、他の事務事業と連携なども視野に入れ「川崎」の魅力発信、イメージアップ及び都市ブランドの向上を図ります。 ● 大規模スポーツ大会を中心としたイベントの内容や広報を工夫することにより多くの市民の参加、観戦を図ります。
芸術活動の振興 62102000	● アートのまちづくり事業においては、市民主体の芸術祭の持続的な事業推進に向けた体制整備と北部地域における文化創造都市のモデルとなるような事業構築が課題です。	● 「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」において、関係機関等との連携を強化し地域主体の運営体制づくりを進めます。また、市北部地域における新たな文化の創造発信に向けた取組を進めます。 ● 市民の芸術文化の創造、発信、交流を促進する多彩な事業や新進のアーティストと共催・提携した事業の実施などにより、アートセンターを中心にまちの賑わいの創出を行います。
友好自治体との交流の推進 62402000	● 限られた時間の中で、友好自治体のこどもたちに、詳しく本市の魅力を理解してもらうには、事前に友好自治体毎に学習会を実施し、川崎市の取り組みや産業等を学習する必要があります。友好自治体交流会の参加職員とは、課題テーマや交流プログラムを事前に調整し、内容を十分に理解してもらい、交流会に向けたきめ細かい指導を促す必要があります。	● 友好自治体交流会を開催するにあたり、本市の魅力や良さを実感してもらえるような効果的な交流会を企画するとともに、開催後に、こどもたち及び友好自治体の関係者からの意見を集約し、定例会を開催することで実施した友好自治体交流会の問題点を洗い出し、PDCAサイクルに従い、研修プログラムを毎年見直し改善することで、適正な交流会の実施をすすめてまいります。

基本政策 参加と協働による市民自治のまちづくり

[第3期実行計画の主な取組]

地域コミュニティ施策や事業の中から、モデルとなる事業の実施・検証を行うことで、地域コミュニティ施策を推進し地域の活性化を図ることとしました。

地域において身近な行政である区役所を「地域における総合的な子ども支援拠点」として位置付け、子どもに関する相談や保健福祉サービスなど、地域の実情に合わせた子ども支援施策を実施するとともに、保育所、地域子育て支援センター及びこども文化センターの管理運営を区役所に移管することとしました。

また、区役所と支所、出張所の窓口サービス機能を見直し再編することで効率的で利便性の高いサービスの提供に向けた取組を推進するとともに、来庁舎の利便市、快適性の向上に向けた区役所庁舎等のリフォームを進めることとしました。

一方、便利で快適な区役所サービスの提供に向けて、土曜日窓口開設を実施しながら状況を分析するとともに、「フロア案内」を設置し窓口案内等を実施することやワンストップサービスの拡充に向けた検討を進めることとしました。

[課題が残されている主な施策課題]

施策課題名・施策CD	残された課題・新たな課題・社会環境の変化	第3期実行計画における取組や方向性
地域コミュニティ施策の推進 71201000	● 町内会・自治会会館の耐震診断は順調に進んでいるものの、耐震改修は計画通りには進んでいません。その理由として町内会・自治会に十分な資金の確保ができていないことが考えられますので、資金計画がたつまでの間、現在の耐震化計画を見直す必要があるように見受けられます。 ● 町内会・自治会の加入率低下の傾向が続いているため、加入促進と活性化に向けた支援を進める必要があります。	● 町内会・自治会会館の耐震化を進めます。 ● 川崎市全町内会連合会の活動支援を行い町内会・自治会の加入促進と活性化を支援します。 ● 川崎市市民自治財団の活動及び運営を支援することで川崎市の市民自治活動を支援します。 ● 商店街と連携した地域のまちづくり活動を支援します。
利便性の高い快適な窓口サービスの提供 72301000	● 平日に区役所窓口に来られない市民の利便性向上と来庁機会の拡大を図るため、引き続き社会状況や市民意向を把握し、事業の検証を継続する必要があります。	● 区役所サービス向上指針の改定 ● 改定後の区役所サービス向上指針に基づき各区窓口サービス向上の取組の評価・検証手法の確立。 ● フロア案内による窓口案内等の実施及び効果の検証。市民の窓口利用機会の拡大や、窓口の混雑緩和など、市民サービス向上のため今後も継続的に実施する必要がある。 ● 毎月第2・第4土曜日及び4月第1土曜日の臨時区役所窓口開設の実施とその検証。
区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化 72302000	● 平成22年2月から、証明書のコンビニ交付サービスが一部自治体で開始されました。	● 窓口サービス機能再編実施方針に基づく取組を着実に推進します。 ● 自動交付機による証明書発行拠点の検討、検討に基づく取組を推進します。 ● 市民サービスの向上に向け、区役所快適化リフォーム事業を着実に推進します。

4 平成 22 年度施策評価に対する政策評価委員会の検証結果

本市では、評価制度の改善・改良に資することを目的として、行政自らが実施した評価結果について、その評価が客観的かつ公正な評価手法等に基づき実施されているかなどについて審議を行う政策評価委員会を設置しています。

平成 22 年度に実施した施策評価について、政策評価委員会から次のとおり検証結果が示されました。

平成 23 年 8 月

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市政策評価委員会

委員長 高千穂 安長

平成 22 年度施策評価の検証結果について

政策評価委員会では、平成 22 年度の「施策評価」が客観的かつ公正な評価手法に基づき実施されているか、また「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例の規定に沿って市民の目線で分かりやすく実施されているか等について検証を行いました。

その結果、全体としては、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、新総合計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われていると認められました。

一方、「施策進行管理・評価票」の記載内容について、分かりやすい記述に改める必要があると思われる事例も一部に見られましたので、改善意見を付しています。

本委員会では、市の評価制度の改善・改良を一層促進するという観点から、別紙のとおり、検証結果を取りまとめましたので、市においては、これを十分尊重した取組を進めていくことを求めます。

政策評価委員会の検証結果は、147 ページから 161 ページのとおりです。

平成 2 2 年度施策評価の検証結果

平成 2 3 年 8 月

川崎市政策評価委員会

目 次

はじめに

- 1 検証の対象及び検証の項目・手法
- 2 検証の結果及び改善意見
- 3 今後の課題と取組の方向性

おわりに

はじめに

川崎市は、平成17年3月に市政運営の基本方針として策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の適切な進行管理を行うため、「川崎再生 ACTION システム(事務事業総点検及び施策評価)」を活用して「計画・実行・評価・改善(Plan-Do-Check-Action)」のしくみを構築し、地域課題の解決に向けて、施策や事業の効果的、効率的な実施に取り組んでいます。

また、第2期実行計画期間の最終年度である平成22年度においても、こうしたPDCAサイクルのしくみを活かして、社会環境の変化に迅速かつ的確に対応するための取組を推進しています。

本委員会は、こうした市の取組のうち、市自らが行った施策の評価について、「評価の結果は市民にとって分かりやすいものとする」という自治基本条例の規定に沿って、市民の目線で分かりやすい評価が実施されているかという視点から検証を行い、市の評価制度の改善に向けた意見等を付しています。

1 検証の対象及び検証の項目・手法

(1) 検証対象とした「施策課題」

本委員会における検証は、市の新総合計画も第2期実行計画期間となり、本委員会による検証も新たな段階に入ったという考え方から、すべての施策課題を検証の対象としていくこととしました。

具体的には、過去2か年において、1つの施策課題について、2名の委員で5つのチェックポイントにより検証することで、「要改善」の判定が1つ以上あった施策を抽出した結果、合計で148施策課題(「重点戦略プラン」に関連のある79施策課題及び「重点戦略プラン」に関連のない69施策課題)あり、これを検証対象としました。

(2) 検証の項目と手法

検証は、市の評価結果をまとめた「施策進行管理・評価票(以下「評価票」という。)」について、その記載項目に沿って行い、「目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ」、「成果説明の妥当性及び分かりやすさ」、「参考指標の妥当性及び分かりやすさ」の3つを検証項目としました。

検証の手法は、3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントを設け、チェックポイントごとに「良(良好と判断)」、「可(概ね良好と判断)」、「要改善(改善が必要と判断)」の3段階で判定する方式としました。

「要改善」と判定した場合には、その理由(改善意見等)を具体的に示すこととし、また、「良」、「可」と判定した場合についても、市民がより分かりやすく理解しやすい記載方法等の工夫の余地はないかという視点から改善提案ができるものについては、コメント(改善意見等)をできる限り示すこととしました。

検証項目及びチェックポイントは、図表１のとおりです。また、「良」、「可」、「要改善」の判定基準は、図表２のとおりです。

図表１ 検証項目及びチェックポイント

１ 「施策の概要」及び「施策の目標」の記述について

検証項目（１）目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント 「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント 「解決すべき課題」と「施策の目標」の関連性が分かりやすく記述されているか。
「施策の概要」の取組内容によって「施策の目標」とする状態や水準に到達することが理解できるように記述されているか。

２ 「成果の説明」の記述について

検証項目（２）成果説明の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント 「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。

チェックポイント 「参考指標」を用いた説明が行われているか。
「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。

３ 「参考指標」の記述について

検証項目（３）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント 「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。
「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。

図表２ 「良」、「可」、「要改善」の判定基準

判定区分	判定の考え方
良	● 良好と判断される場合 ・ より分かりやすく説明が行われているもの 例えば、「成果の説明」で、単に〇〇をしましたというアウトプットの説明だけでなく、さらに踏み込んで、その結果、どのような成果がもたらされたかというアウトカム的な説明まで行われている場合
可	● 概ね良好と判断される場合 ・ 市民が理解できる説明がされているもの
要改善	● 改善が必要（市民への説明責任が果たされていない）と判断される場合 ・ 市民へ誤ったメッセージを与えるおそれのあるもの ・ 市民の理解を得るための説明として適正でないもの

2 検証の結果及び改善意見

(1) 検証結果の概況

市の全264施策課題のうち、148施策課題のそれぞれについて、2名の委員が3つの検証項目について、あわせて5つのチェックポイントで検証を行いました。

図表3のとおり、5つのチェックポイントについて、「良（良好と判断）」、「可（概ね良好と判断）」と判定されたものが延べ1,319件（構成比89.1%）ありました。

一方、「要改善（改善が必要と判断）」と判定されたものが、延べ161件（同10.9%）あり、これらについては市民の目線に立って、後述する「改善意見等」に沿った評価票の記述の見直しが必要となっています。

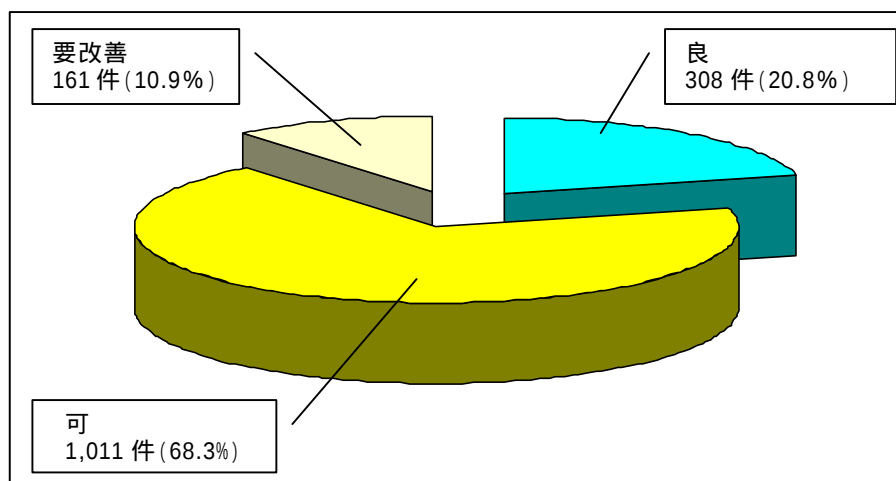
図表3 検証項目・チェックポイント別判定結果分布

（単位；件）

	検証項目(1) 目標の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(2) 成果説明の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	合計
	チェックポイント 目標等の具体性等	チェックポイント 目標・課題等の関連性	チェックポイント 成果説明の具体性等	チェックポイント 参考指標による成果説明等	チェックポイント 参考指標の妥当性	
良	64 21.6%	57 19.3%	78 26.4%	56 18.9%	53 17.9%	308 20.8%
可	194 65.6%	210 70.9%	191 64.5%	212 71.6%	204 68.9%	1,011 68.3%
要改善	38 12.8%	29 9.8%	27 9.1%	28 9.5%	39 13.2%	161 10.9%
合計	296 100%	296 100%	296 100%	296 100%	296 100%	(注)1,480 100%

1,319 件
89.1%

(注) 148の施策課題を2名の委員が5つのチェックポイントについて検証したことから、
チェック項目数の母数は、148の施策課題×2名の委員×5つのチェックポイントで、1,480となっています。



なお、今回検証対象となった施策について、前回の検証における判定結果をまとめると図表4のとおりとなります。

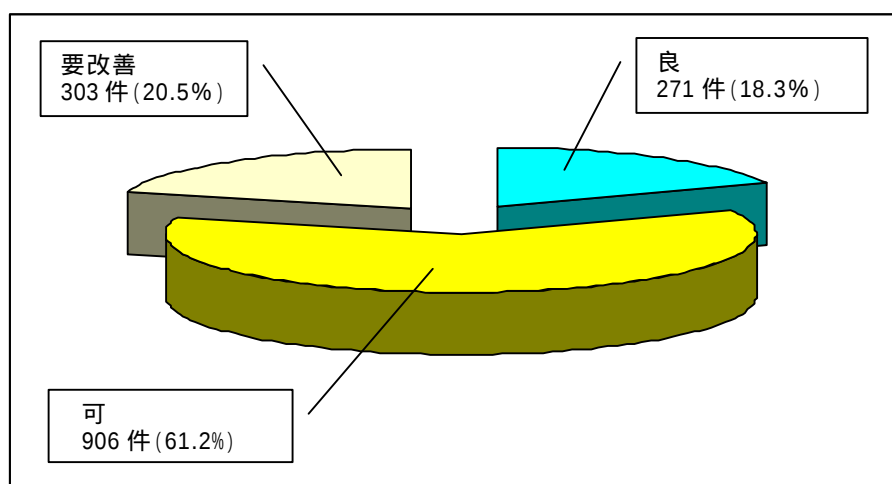
図表3と比較すると「良」の合計が微増しているとともに、「要改善」の合計がほぼ半減しており、「分かりやすさ」に向け着実に取り組まれていることが分かります。

図表4 【参考】平成 20、21 年度施策の検証における検証項目・チェックポイント別判定結果分布（平成 22 年度施策と同対象）（単位；件）

	検証項目(1) 目標の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(2) 成果説明の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	合計
	チェックポイント 目標等の具体性等	チェックポイント 目標・課題等の関連性	チェックポイント 成果説明の具体性等	チェックポイント 参考指標による成果説明等	チェックポイント 参考指標の妥当性	
良	59	69	60	42	41	271
	19.9%	23.3%	20.3%	14.2%	13.8%	18.3%
可	178	172	191	191	174	906
	60.2%	58.1%	64.5%	64.5%	58.8%	61.2%
要改善	59	55	45	63	81	303
	19.9%	18.6%	15.2%	21.3%	27.4%	20.5%
合計	296	296	296	296	296	(注) 1,480
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

1,177 件
79.5%

(注) 148の施策課題を2名の委員が5つのチェックポイントについて検証したことから、
チェック項目数の母数は、148の施策課題×2名の委員×5つのチェックポイントで、1,480となっています。



また、昨年度に実施しました平成 21 年度施策についての検証における判定結果は、図表 5 のとおりとなります。

図表 3 と比較すると「良」の合計がやや減少していますが、一方で「要改善」の合計が微減しています。

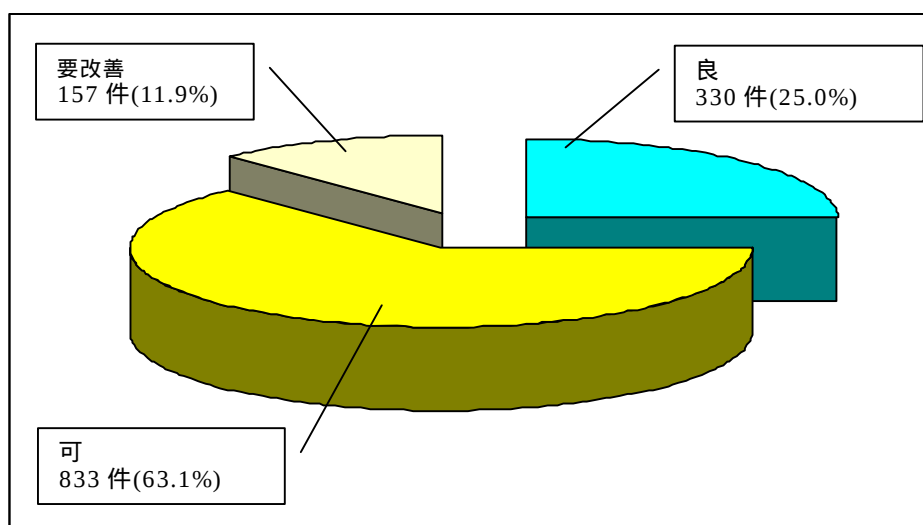
図表 5 【参考】平成 21 年度施策の検証における検証項目・チェックポイント別判定結果分布

(単位；件)

	検証項目(1) 目標の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(2) 成果説明の妥当性及び分かりやすさ		検証項目(3) 参考指標の妥当性及び分かりやすさ	合計
	チェックポイント 目標等の妥当性等	チェックポイント 目標・課題等の関連性	チェックポイント 成果説明の具体性等	チェックポイント 参考指標による成果説明等	チェックポイント 参考指標の妥当性	
良	75	70	81	62	42	330
	28.4%	26.5%	30.7%	23.5%	15.9%	25.0%
可	170	165	159	164	175	833
	64.4%	62.5%	60.2%	62.1%	66.3%	63.1%
要改善	19	29	24	38	47	157
	7.2%	11.0%	9.1%	14.4%	17.8%	11.9%
合計	264	264	264	264	264	(注) 1,320
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

1,163 件
88.1%

(注) 132 の施策課題を 2 名の委員が 5 つのチェックポイントについて検証したことから、
チェック項目数の母数は、132 の施策課題 × 2 名の委員 × 5 つのチェックポイントで、1,320 となっています。



本委員会では、評価票の検証に当たり、「要改善」と判定したものだけでなく、「良」、「可」と判定したものについても、評価票の記載内容をより分かりやすくするという視点から、できるだけコメント（改善意見等）を付すこととしました（「改善意見等の内容」は次章に記述）。

改善意見等を付した施策課題の延べ数は全体で626件となっており、検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況を示すと図表6のとおりです。

図表6 検証項目・チェックポイント別の改善意見等の状況

検証項目	チェックポイント	改善意見等のあった施策課題の延べ数
(1)目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ	「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。	144
	「解決すべき課題」と「施策の目標」との関連性が分かりやすく記述されているか。 「施策の概要」の取組内容によって、「施策の目標」とする状態や水準に到達することが理解できるように記述されているか。	119
	小 計	263
(2)成果説明の妥当性及び分かりやすさ	「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	137
	「参考指標」を用いた説明が行われているか。 「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。	92
	小 計	229
(3)参考指標の妥当性及び分かりやすさ	「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。 また、具体的かつ分かりやすいか。 「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	134
合 計		626

(2) 改善意見等

個々の評価票について、各委員が検証を行った結果、各委員からは様々な意見が提示されました。これを検証項目・チェックポイント別の意見と総括的な意見に整理すると、次のとおりです。

ア 検証項目・チェックポイント別の意見

検証項目(1) 目標、課題、概要の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
「施策の目標」、「解決すべき課題」、「施策の概要」は具体的かつ分かりやすいか。	● 「施策の目標」に、定量的な目標設定と具体的な状態の説明を記述すると分かりやすくなる。これに対応した成果の記述、翌年度以降の事業見直しができれば、PDCAサイクルとしてもよくなる。 ● 「施策の概要」と「施策の目標」が混乱しており、その関係の記述を見直す必要がある。
「解決すべき課題」と「施策の目標」との関連性が分かりやすく記述されているか。 「施策の概要」の取組内容によって、「施策の目標」とする状態や水準に到達することが理解できる。	● 全体的に説明が抽象的で分かりにくい。この施策がどういう方向を目指しているのか分からない。 ● 「解決すべき課題」、「施策の概要」及び「施策の目標」に記述した各項目が、それぞれ対応したものとなっていれば、より分かりやすくなる。 ● 「施策の目標」に「何を」についての説明はあるが、「どの程度」の記述がない。

検証項目(2) 成果説明の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
「成果説明」は施策課題全体を網羅しており、具体的かつ分かりやすいか。	● 全体として良くなっているのか、悪くなっているのか、それとも特定の事項で問題が拡大しているのか、市民が理解しやすい言葉で全体の状況を説明すべき。 ● 「連絡調整を密に行いました」、「変更を適切に行いました」では抽象的すぎて、何をどの程度実施したのか全く分からない。具体的かつ包括的な説明が必要である。
「参考指標」を用いた説明が行われているか。 「参考指標」により説明できない場合、それに代わる説明が行われているか。	● 数値化が難しい分野ではある場合、状況の変化を具体的に記載すべきである。 ● 「参考指標」は、成果説明のために適宜使用すべきである。 ● 主要な事業の進捗率を使えば、より分かりやすくなる。

検証項目（３）参考指標の妥当性及び分かりやすさ

チェックポイント	主な改善意見の要旨
「参考指標」は成果を説明するものとしてふさわしいか。また、具体的かつ分かりやすいか。 「参考指標」が設定されていない場合、その理由は妥当か。	● 全体を説明する「参考指標」の設定が難しければ、少なくとも、配下の複数の事業について指標化することを検討すべき。 ● 「参考指標」の設定が難しければ、施策が目指す目標への進捗度、あるいは既施設との比較等により、市民に分かりやすく具体性を持った内容を盛り込んでほしい。

イ 総括的な意見

No.	改善意見等の要旨
1	● 成果説明では、「効率的に実施した」との表現が多用されているが、どのような意味で効率的に実施できたのか説明する必要がある。たとえば、コスト面なのか、時間面なのか指標を交えながら説明すれば、より分かりやすいものとなる。
2	● 成果説明でどの程度の成果があったのかが、今ひとつ見えにくい。せっかく参考指標を設定しているので、これを使うことにより説明するようにすべき。数値が下がっている場合においても、原因や対策を考えるきっかけになるものであるので、是非とも程度が分かるような説明に努めるべき。
3	● 「参考指標」を見ると、「施策の目標」に直接関係がある指標が設定されているが、目標に掲げたとおり達成できていない場合には、「残された課題、新たな課題、社会環境の変化等」に「残された課題」として、目標を達成できていない原因などについて、記述があると分かりやすい。
4	● 市民に一般的に認知されていない専門用語については、初出カッコ書きなどにより説明するなどの工夫が必要かと思われる。
5	● 成果説明がやや抽象的な印象を受ける。「計画的な維持管理により、安定的な稼働ができた」と成果で示されているが、こうした点を指標などで表現できないか。記述された内容は理解できるが、もう少し具体性が必要である。
6	● 似たような専門用語を用いて説明する場合、市民が混乱しないように、丁寧な説明となるよう工夫する必要がある。
7	● 市民に誤解を与えるほどではないが、全般的に説明不足の印象を受ける。一般には馴染みの薄い事業であること、明確な成果が短期間には出にくいことは理解しているが、これまでの取組の成果なども含めて、事業を継続的に行うことの重要性を説明してもよいのではないか。

3 今後の課題と取組の方向性

市の評価制度である「川崎再生 ACTION システム（事務事業総点検及び施策評価）」は、新総合計画の進行管理や市民への説明責任を果たしていくためのツールとして活用されてきました。市においては、全ての施策・事務事業を対象として、目標等の実現に向けた問題・課題を整理し、予算編成や組織整備・人員配置計画の策定に反映させるなど活用を図っており、これについては、本委員会においても、自治体における先駆的な取組として、高く評価しているところです。

市では、この評価制度をより効果的に実施していくため、本委員会から示された意見なども踏まえて、新総合計画第2期実行計画期間の最終年度である平成22年度においては、評価制度の改善に向けた庁内会議の開催、「評価票作成マニュアル」の充実など、様々な取組を進めており、新総合計画の適切な進行管理や市民への説明責任を果たしていくという目的に向かって、概ね適正な取組が行われていると考えます。また、これまでの取組を経ることで、新総合計画策定時と比べると、大きく改善しているものと思われます。

一方で、こうした取組にもかかわらず、一部の評価票の記述について、市民への説明責任を果たすためには、説明内容の補足や工夫が必要と思われる記述が見受けられました。

本委員会としては、今回の検証結果を踏まえて、市の評価制度の改善・改良に向けて、市の取組を一層促進していくという観点から、今後の課題や取組の方向性について、次のとおり、意見をまとめました。

（１） 成果説明の分かりやすさ向上に向けた評価の一層の推進

市が行う施策評価において、自治基本条例の規定にもあるとおり、市民が評価結果を理解するためには、施策の成果が分かりやすく書かれていることが必要です。

しかしながら、施策進行管理・評価票の成果説明の中には、指標を用いていないものや、説明が抽象的であるため、分かりにくいものが一部に見受けられます。

このことから、施策の成果の具体例や参考指標を用いることで記述を工夫し、その施策の成果について市民の視点からも分かりやすくなるよう施策進行管理・評価票の記述内容を見直すことにより、成果説明の分かりやすさの向上に向けた評価を一層推進していくことを期待します。

（２） 評価内容のチェック力の向上

市の施策評価をより分かりやすい内容に改善していくためには、本委員会からの改善意見を取り入れていくことはもとより、市民目線による評価がしっかり行われているか、庁内において、施策を評価する所管だけでなく取りまとめる所管などによる複数のチェックのしくみを活用していくことが重要です。市では、既に庁内に

において複数の部署によるチェック機能を導入しておりますが、チェックのしくみをさらに工夫していくことで実効性を高め、庁内におけるチェック機能をさらに向上させることで、市の施策評価の分かりやすさにつなげていくことが望まれます。

これにより「公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たすこと」として評価の目的を、ますます実現していくことを期待します。

(3) 改善意見のフィードバックによる適正な評価の推進

本委員会では、前回、前々回の検証で判定区分である「要改善」が1つ以上あった148の施策課題について検証を実施しました。これについて、前回、前々回の検証と比較すると「要改善」が半分程度になるなど大きく改善が見られたところであり、第2期実行計画の施策評価の検証結果を総括すると、改善意見のフィードバックによる適正な評価に対する取組の効果は大きいものと考えられます。

第3期実行計画における評価においても、改善意見を所管課に対し具体的に示し、より徹底した評価内容の改善・改良に取り組み、自治基本条例に則り、市民にとってより分かりやすい施策評価内容とするよう求めます。

おわりに

本委員会の活動も６年目を迎え、今年度９月末には第３期委員の任期も満了となります。第３期委員もこれまでの検証の考え方を継承し「市民にとって分かりやすい評価」という視点で、引き続き検証を行い、市の評価制度の改善・改良に向けた意見等を付してきました。

検証対象は、市の新総合計画が第２期実行計画期間となり、本委員会による検証も新たな段階に入ったという考え方から、２か年で全２６４施策課題を検証することとし、本年度の検証では、２か年の検証で「要改善」判定のあったすべての施策課題について再度の検証を終えたところです。

成果の説明をより分かりやすくすることや記述に具体性が必要なことなどについて改善意見を付しましたが、その一方で、参考指標の設定率が、毎年着実に向上していることや、記述内容が全体的に具体的で分かりやすくなってきたことは、これまでの委員会における取組が着実に推進された結果として受け止めているところです。

市は、今年度からの第３期実行計画の計画期間の評価に当たり、本委員会の検証結果を充分反映し、自治基本条例の趣旨に基づき、市民の視点に立脚した評価に取り組まれることを望みます。

また、委員会としては、平成２３年度からの第３期実行計画の計画期間において、今後もこれまでの取組を継承・発展させることはもとより、市の事業の効果的・効率的な進行管理に向けて、「分かりやすい評価」に向けた検証に加え、新たな検証手法の導入などにより、評価制度のさらなる改良・改善に貢献していくことができればと考えます。

市政を取り巻く社会経済状況は、東日本大震災などの環境変化にも的確な対応が求められるなど、依然として厳しいところですが、ＰＤＣＡサイクルのしくみにより、効果的な施策執行と課題解決を図ることで、市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現していかれることを期待します。

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」
第2期実行計画実施結果総括

平成23年8月発行

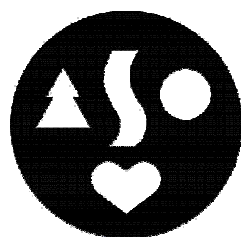
問い合わせ先

川崎市総合企画局都市経営部企画調整課

TEL 044-200-2164・2037

FAX 044-200-3798

E-mail 20kityo@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市